

広島県告示第百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十七年四月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道甲奴インター線	三次市甲奴町小童字中田一〇一九三番一地从先から三次市甲奴町小童字中田一〇一八九番六地先まで	平成二十七年三月二十日午後五時